

在宅の医療及び介護事業所のための暴力・ハラスメント対策マニュアル新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>1～14ページ（略）</p> <p>15ページ</p> <p>契約書・重要事項説明書について</p> <p>契約書や重要事項説明書において、暴力・ハラスメント行為の発生により、医療や介護を適切に提供できない状況になった場合には、契約を解除することがあること等を明確に示し、業務範囲の適切な理解の促進を図りましょう。</p> <p>（参考）契約書・重要事項説明書への記載と説明に係る留意事項</p> <div data-bbox="284 657 1249 989" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 契約書あるいは重要事項説明書に、暴力・ハラスメントを受けた場合に、契約を解除することがあると記載があるか。 • 暴力・ハラスメントを受けた場合の対応が明確に示されているか。 • 暴力・ハラスメントへの対応について、管理者が利用者等に文書を用いて説明しているか。 • 利用者が受けられるサービスの範囲（契約の内容）について、利用者等と事業所の認識が一致しているか確認しているか。 </div> <p>*三木明子監修・著・一般社団法人全国訪問看護事業協会編著「訪問看護・介護事業所必携！暴力・ハラスメントの予防と対応（メディカ出版 2019 年）」P36 参照</p> <p><u>また、暴力やハラスメント行為が発生した場合に備え、事業者が損害を被った際の賠償責任と、その連帯保証人について契約書に明記しておくことも有効です。</u></p>	<p>1～14ページ（略）</p> <p>15ページ</p> <p>契約書・重要事項説明書について</p> <p>契約書や重要事項説明書において、暴力・ハラスメント行為の発生により、医療や介護を適切に提供できない状況になった場合には、契約を解除することがあること等を明確に示し、業務範囲の適切な理解の促進を図りましょう。</p> <p>（参考）契約書・重要事項説明書への記載と説明に係る留意事項</p> <div data-bbox="1522 657 2487 989" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 契約書あるいは重要事項説明書に、暴力・ハラスメントを受けた場合に、契約を解除することがあると記載があるか。 • 暴力・ハラスメントを受けた場合の対応が明確に示されているか。 • 暴力・ハラスメントへの対応について、管理者が利用者等に文書を用いて説明しているか。 • 利用者が受けられるサービスの範囲（契約の内容）について、利用者等と事業所の認識が一致しているか確認しているか。 </div> <p>*三木明子監修・著・一般社団法人全国訪問看護事業協会編著「訪問看護・介護事業所必携！暴力・ハラスメントの予防と対応（メディカ出版 2019 年）」P36 参照</p>

改正後（新）		改正前（旧）	
16～17ページ		16～17ページ	
(参考) 暴力・ハラスメント対策として記載する重要事項説明書及び契約書の条項例		(参考) 暴力・ハラスメント対策として記載する重要事項説明書及び契約書の条項例	
文書	記載例 (暴力・ハラスメント対策部分を抜粋して例示しています。)	文書	記載例 (暴力・ハラスメント対策部分を抜粋して例示しています。)
重要事項 説明書 (例)	<p>○職員の禁止行為</p> <p>職員は、サービス提供の際、下記の行為は行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族等からの金銭、物品、飲食の授受 利用者以外の洗濯・調理・買物・掃除等「直接本人の援助」に該当しない行為 <p>○利用者及び家族等の禁止行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為） <p>○サービス契約の終了</p> <p>事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。 	重要事項 説明書 (例)	<p>○職員の禁止行為</p> <p>職員は、サービス提供の際、下記の行為は行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族等からの金銭、物品、飲食の授受 利用者以外の洗濯・調理・買物・掃除等「直接本人の援助」に該当しない行為 <p>○利用者及び家族等の禁止行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為） <p>○サービス契約の終了</p> <p>事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。
契約書 (例)	<p>(事業者の解除権)</p> <p>第●条 事業者は、重要事項説明書の○の規定に該当した場合、利用者に対して ○○日以上の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。</p> <p>2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、主治医やかかりつけ医、居宅介護支援事業者及び保険者である市町村に連絡を行い、適当な他のサービス事業者等を紹介する等の必要な措置を講じる。</p> <p><u>(禁止行為)</u></p> <p><u>第●条 利用者及び家族等（以下「利用者等」）は、事業者、その従業員及びその他第三者（以下「事業者等」）に対し、次に掲げる行為（以下「ハラスメント行為」）をしてはならない。</u></p>	契約書 (例)	<p>(事業者の解除権)</p> <p>第●条 事業者は、重要事項説明書の○の規定に該当した場合、利用者に対して ○○日以上の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。</p> <p>2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、主治医やかかりつけ医、居宅介護支援事業者及び保険者である市町村に連絡を行い、適当な他のサービス事業者等を紹介する等の必要な措置を講じる。</p>

改正後（新）		改正前（旧）	
文書	記載例 (暴力・ハラスメント対策部分を抜粋して例示しています。)	文書	記載例 (暴力・ハラスメント対策部分を抜粋して例示しています。)
	<p><u>(1) 身体的暴力</u></p> <p><u>(2) 精神的暴力</u></p> <p><u>(3) セクシュアルハラスメント</u></p> <p><u>(4) 不当な要求</u></p> <p><u>(5) その他事業者等の生命、身体、財産、信用、平穏な就労環境を著しく侵害する又はそのおそれがある行為</u></p> <p><u>2 身元引受人は、利用者等によるハラスメント行為の防止、解消のために適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(利用者の損害賠償責任)</u></p> <p><u>第●条 利用者及び身元引受人は、本契約に違反し事業者又はその従業員に対して損害を与えた場合、当該損害を被った者に対し、損害賠償責任を負う。</u></p> <p><u>(連帯保証)</u></p> <p><u>第●条 連帯保証人は、本契約に基づく利用者及び身元引受人の債務について、〇〇万円を上限に※、連帯して履行の責を負う。</u></p> <p><u>※民法 465 条の 2 により極度額の定めが必要です。</u></p>		
<p>※説明の際は、P28-29 の具体例等を参考に説明することもできます。</p> <p>以下（略）</p>		<p>※説明の際は、P28-29 の具体例等を参考に説明することもできます。</p> <p>以下（略）</p>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>18～19ページ（略）</p> <p>20ページ</p> <p>（参考）応招義務について</p> <p>医師法（19条1項）においては、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」として、いわゆる医師の「応招義務」を定めてあります。歯科医師法19条1項、薬剤師法21条、保健師助産師看護師法39条にも同様の規定があります。</p> <p>どのような場合に診療の求めに応じないことが正当化されるか否かについて、下記のとおり、厚生労働省により整理されたところです。（令和元年12月25日 医政発1225第4号）</p> <p>ただし、「<u>診療・療養等において生じた又は生じている迷惑行為の態様に照らし、診療の基礎となる信頼関係が喪失している場合（診療内容そのものとは関係ないクレーム等を繰り返し続ける等）には、新たな診療を行わないことが正当化される。</u>」とされています。</p> <p>以下（略）</p> <p>21～27ページ（略）</p>	<p>18～19ページ（略）</p> <p>20ページ</p> <p>（参考）応招義務について</p> <p>医療法（19条1項）においては、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」として、いわゆる医師の「応招義務」を定めてあります。歯科医師法19条1項、薬剤師法21条、保健師助産師看護師法39条にも同様の規定があります。</p> <p>どのような場合に診療の求めに応じないことが正当化されるか否かについて、下記のとおり、厚生労働省により整理されたところです。（令和元年12月25日 医政発1225第4号）</p> <p>ただし、「<u>診療・療養等において生じた又は生じている迷惑行為の態様に照らし、診療の基礎となる信頼関係が喪失している場合（診療内容そのものとは関係ないクレーム等を繰り返し続ける等）には、新たな診療を行わないことが正当化される。</u>」とされています。</p> <p>以下（略）</p> <p>21～27ページ（略）</p>

改正後（新）	改正前（旧）												
28～30ページ	28～30ページ												
<p>3. 「犯罪となる可能性がある行為例」及び「該当しうる罪とその罰条」について 次に「犯罪となる可能性がある行為例」及び「該当しうる罪とその罰条」を例示しますが、<u>実際に罪に問われるかどうかは、行為が行われた際の状況等によって判断されます。</u></p>	<p>3. 「犯罪となる可能性がある行為例」及び「該当しうる罪とその罰条」について 次に「犯罪となる可能性がある行為例」及び「該当しうる罪とその罰条」を例示しますが、<u>実際に罪に問われるかどうかは、行為が行われた際の状況等によって判断されます。</u></p>												
<p>【犯罪となる可能性がある行為例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所（敷地内）への不法侵入／正当な理由がないのに業務スペースへ立ち入る ・ 出ていこうと要求されたのに退去せずにいる、居座る ・ 従業員へのわいせつ行為（暴行または脅迫が伴うもの） ・ 怪我をさせる（怪我や打撲、骨折以外にも中毒や病気に感染させる等も該当する） ・ 襟首をつかむ等の行為によって怪我を負わない状態 ・ 塩を投げつける行為／驚かせる目的で、身体の近くに物を投げつける行為 ・ 利用者の自宅から、帰らせてもらえない ・ 物を壊す、殺すといった発言による脅し ・ 「夜道に気を付けろ」等の暗に危害をにおわせる行為 ・ 一筆書け、土下座しろ、謝れ等の行為・行動を強く求める ・ 名誉や人権を損なう内容を大声で発言する／恫喝したり、ののしったり、暴言を繰り返す ・ 嘘の情報を流し SNS の投稿で従業員や事業所の信用を失わせる ・ 長時間の電話等での時間の拘束、業務に支障を及ぼす ・ 繰り返しクレームを行う／多数回の無言電話 ・ 度重なる電話、複数部署にまたがる複数回のクレーム、大声、暴言で執拗に責める ・ 事業所内で大きな声をあげて秩序を乱す／大声での恫喝、罵声、暴言の繰り返し ・ 脅迫的、反社会的な言動／「お金をよこさないとお●●する」等と言って金銭を要求する 	<p>【犯罪となる可能性がある行為例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所（敷地内）への不法侵入／正当な理由がないのに業務スペースへ立ち入る ・ 出ていこうと要求されたのに退去せずにいる、居座る ・ 従業員へのわいせつ行為（暴行または脅迫が伴うもの） ・ 怪我をさせる（怪我や打撲、骨折以外にも中毒や病気に感染させる等も該当する） ・ 襟首をつかむ等の行為によって怪我を負わない状態 ・ 塩を投げつける行為／驚かせる目的で、身体の近くに物を投げつける行為 ・ 利用者の自宅から、帰らせてもらえない ・ 物を壊す、殺すといった発言による脅し ・ 「夜道に気を付けろ」等の暗に危害をにおわせる行為 ・ 一筆書け、土下座しろ、謝れ等の行為・行動を強く求める ・ 名誉や人権を損なう内容を大声で発言する／恫喝したり、ののしったり、暴言を繰り返す ・ 嘘の情報を流し SNS の投稿で従業員や事業所の信用を失わせる ・ 長時間の電話等での時間の拘束、業務に支障を及ぼす ・ 繰り返しクレームを行う／多数回の無言電話 ・ 度重なる電話、複数部署にまたがる複数回のクレーム、大声、暴言で執拗に責める ・ 事業所内で大きな声をあげて秩序を乱す／大声での恫喝、罵声、暴言の繰り返し ・ 脅迫的、反社会的な言動／「お金をよこさないとお●●する」等と言って金銭を要求する 												
<p>【該当しうる罪とその罰条】（令和7年7月時点の法律を参考に作成）</p>	<p>【該当しうる罪とその罰条】（令和6年10月時点の法律を参考に作成）</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="249 1499 388 1535">建造物 侵入罪</td> <td data-bbox="397 1499 1469 1633"> 刑法第130条 正当な理由がないのに、人の住居、人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入した者は3年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="249 1640 388 1675">不退去罪</td> <td data-bbox="397 1640 1469 1814"> 刑法130条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="249 1820 388 1934">不同意 わいせつ 罪</td> <td data-bbox="397 1820 1469 1934"> 刑法第176条 <u>次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、</u> </td> </tr> </table>	建造物 侵入罪	刑法第130条 正当な理由がないのに、人の住居、人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入した者は3年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	不退去罪	刑法130条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	不同意 わいせつ 罪	刑法第176条 <u>次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1495 1499 1635 1535">建造物 侵入罪</td> <td data-bbox="1644 1499 2700 1633"> 刑法第130条 正当な理由がないのに、人の住居、人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入した者は3年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1640 1635 1675">不退去罪</td> <td data-bbox="1644 1640 2700 1814"> 刑法130条 正当な理由がないのに人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1820 1635 1934">不同意 わいせつ 罪</td> <td data-bbox="1644 1820 2700 1934"> 刑法第176条 <u>13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。</u> </td> </tr> </table>	建造物 侵入罪	刑法第130条 正当な理由がないのに、人の住居、人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入した者は3年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	不退去罪	刑法130条 正当な理由がないのに人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	不同意 わいせつ 罪	刑法第176条 <u>13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。</u>
建造物 侵入罪	刑法第130条 正当な理由がないのに、人の住居、人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入した者は3年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。												
不退去罪	刑法130条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。												
不同意 わいせつ 罪	刑法第176条 <u>次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、</u>												
建造物 侵入罪	刑法第130条 正当な理由がないのに、人の住居、人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入した者は3年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。												
不退去罪	刑法130条 正当な理由がないのに人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。												
不同意 わいせつ 罪	刑法第176条 <u>13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。</u>												

	<p><u>わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6 月以上 10 年以下の拘禁刑に処する。</u></p> <p><u>1 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。</u></p> <p><u>2 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。</u></p> <p><u>3 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。</u></p> <p><u>4 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。</u></p> <p><u>5 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。</u></p> <p><u>6 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。</u></p> <p><u>7 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれはあること。</u></p> <p><u>8 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。</u></p> <p><u>2 行為がわいせつなものでないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。</u></p> <p><u>3 16 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、第 1 項と同様とする。</u></p>
傷害罪	<p>刑法 204 条</p> <p>人の身体を傷害した者は、15 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
暴行罪	<p>刑法 208 条</p> <p>暴行を加えた<u>者</u>が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
監禁罪	<p>刑法 220 条</p> <p>不法に人を逮捕し、<u>又は監禁した者は</u>、3 月以上 7 年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p>
脅迫罪	<p>刑法 222 条</p> <p>生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 30 万円以下の罰金に処する。</p>
強要罪	<p>刑法 223 条</p> <p>生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の<u>拘禁刑</u>に処する。</p>
名誉毀損罪	<p>刑法 230 条</p> <p>公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
侮辱罪	<p>刑法 231 条</p> <p>事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、<u>1</u>年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは <u>30</u>万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
信用毀損罪	<p>刑法 233 条</p> <p>虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損した場合に成立し、3 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金を処する。</p>

傷害罪	<p>刑法 204 条</p> <p>人の身体を傷害した者は、15 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
暴行罪	<p>刑法 208 条</p> <p>暴行を加えた<u>もの</u>が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の<u>懲役</u>若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
監禁罪	<p>刑法 220 条</p> <p>不法に人を逮捕し、<u>または監禁する行為を内容とする。法定刑は</u> 3 月以上 7 年以下の<u>懲役</u>に処する。</p>
脅迫罪	<p>刑法 222 条</p> <p>生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の<u>懲役</u>又は 30 万円以下の罰金に処する。</p>
強要罪	<p>刑法 223 条</p> <p>生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の<u>懲役</u>に処する。</p>
名誉毀損罪	<p>刑法 230 条</p> <p>公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の<u>懲役若しくは禁固</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
侮辱罪	<p>刑法 231 条</p> <p>事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、<u>一</u>年以下の<u>懲役</u>若しくは<u>禁錮若しくは三十</u>万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
信用毀損罪	<p>刑法 233 条</p> <p>虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損した場合に成立し、3 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金を処する。</p>

偽計業務 妨害罪	刑法 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。
信用毀損 及び業務 妨害	刑法 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の <u>拘禁刑</u> または 50 万円以下の罰金に処する。
威力業務 妨害罪	刑法 234 条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。
恐喝罪	刑法 249 条 1 項 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の <u>拘禁刑</u> に処する。 刑法 249 条 2 項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様 <u>と</u> する。

以下 (略)

3 1 ~ 5 1 ページ (略)

2 0 2 4 年 1 2 月 発行

2 0 2 5 年 4 月 改訂

2 0 2 5 年 ○ 月 改訂

福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話：(在 宅 医 療 係) 092-643-3275

(介護人材確保対策室) 092-643-3327

偽計業務 妨害罪	刑法 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の <u>懲役</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。
信用毀損 及び業務 妨害	刑法 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の <u>懲役</u> または 50 万円以下の罰金に処する。
威力業務 妨害罪	刑法 234 条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。
恐喝罪	刑法 249 条 1 項 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の <u>懲役</u> に処する。 刑法 249 条 2 項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様 <u>に</u> する。

以下 (略)

3 1 ~ 5 1 ページ (略)

2 0 2 4 年 1 2 月 発行

2 0 2 5 年 4 月 改訂

福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話：(在 宅 医 療 係) 092-643-3275

(介護人材確保対策室) 092-643-3327